

## 第三章 律令政治の幕開け

### 第一節 律令制と豊前国

#### 一 律令国家の施策

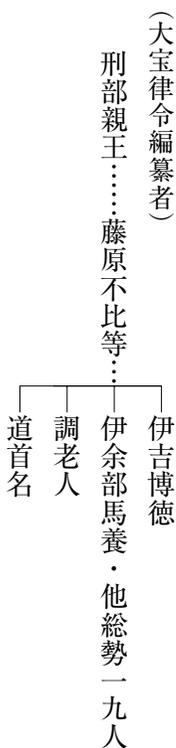
飛鳥浄御原令 壬申の乱後、大海人皇子は六七二年九月に飛鳥浄御原宮に移り住み、翌年二月に即位儀式が執り行われ天武天皇と名のつた。そして、鷓野皇女を皇后に迎え、近親者を周囲に固め、朝廷を確固たるものにするという、いわゆる皇親政治の推進を図った。天武天皇は巨大な権力を背景に次の四点を政策・整備したと言われている。

- 1、飛鳥浄御原令の制定
- 2、八色の姓の制定（天皇と氏族の服属関係を再認識させるため）天武十三年（六八四）
- 3、国史の編纂事業（六人の皇族と六人の官人によって編纂事業を開始するが終了せず、後の『日本書紀』へと繋がる）天武十年（六八一）
- 4、兵制の整備（諸王以下初位以上の官人を対象に武器を備えさせる）天武四年（六七五）

そして、天武天皇は推古朝からはじまる冠位十二階制の見直しを中心とした、「飛鳥浄御原律令」の編纂に力を注いだ。結果的には令を大成するには至ったものの、律は完成せず、持統天皇へ持ち越すこととなったのである。天武天皇は壬申の乱という歴史に残る動乱を自ら正しいと誇示し、政を正当化しようとして、の国史編纂事業であったと言われている。

天武天皇が諸国の政策を正していた六八五年ごろ、病にたづなわれ、翌年の九月九日に逝去してしまった。そうなる前、多くの子供たちによる権力争いが発覚し、特に草壁皇子と大津皇子の対立が激しくなった。結局、大津皇子は『壞風藻』によると「鼓声短命を催す」と詠われ、死刑に処せられたと伝えられている。そうして朱鳥元年（六八六）にはじまった天武天皇の殯は、持統天皇二年にようやく終わり、鷓野皇后が天皇の座に就いたのは持統四年（六九〇）のことであるという。

体系的な飛鳥浄御原令という新しい政策がはじまったのは、持統天皇三年（六八九）である。全二二巻からなるこの令は残っていないが、大宝令・養老令は内容的にも飛鳥浄御原令を基本に編纂されたと伝えられている。



彼らは法律という知識を豊富に持ち合わせ、実務に専念したのである。つまり、飛鳥浄御原令で完成されなかった律が、この時、初めて令とともに完成されたと言ってよい。『続日本紀』は大宝律令の完成を「文物の儀ここに備われり」と記している。

### 律令の制定

現在の法律にもそれぞれの規則があり、それに伴って施行・細則などあらゆる規定があるのと同じく、大宝律令にも律令格式が存在した。そもそも国家というものを捉える時、国民は国家機関によって支配され、その国家機関を独占している支配層が官僚であり、それによって法律・規則・細則等いわゆる格式が整えられ、人々はそれに従って生活することになるのである。

大宝律令は約九五〇条からなる法令が記され、律は刑罰を令は行政法や訴訟法などを記し、戸籍も作成された。飛鳥浄御原令では、「庚寅年籍」(六九〇年)が定められ、租税と班田の台帳として使用され、六年ごとに作成された。これに対し六七〇年に作成された「庚午年籍」は氏姓に関する台帳として作成されたものと言われている。ここでは大きく四点について記すこととしよう。

#### ① 地方行政のしくみ

地方行政組織である国郡(評)里制も整備された。大宰府史跡から「久須評大伴マ…」の木簡が発見されており、六

九〇年の庚寅年籍に先立って評の編成があったことが分かる。「改新の詔」には次のような地方行政規則が設定された。

1、畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置く。

2、郡は四〇里以上を大郡、三〇里以下四里以上を中郡、三里を小郡とした。

3、郡司は国造の中から選んで、大領・少領・主政・主張とした。

4、五〇戸を以て里とし、里ごとに長一人を置く。山里など辺鄙な所や過疎地には実情に合わせて里を置く。

これらの行政機構は一律に施行されたとは考えにくく、地域によって温度差があることはいうまでもない。

七世紀初頭の中央と地方では(朝廷―総領―評―里)の体制整備が整い始めている。ちなみに九州では筑紫総領(筑紫太宰)が管轄体制である。そして、大宝律令後は(朝廷―太政官―七道―国―郡―里)の流れで、国と地方の組織体制整備が整ったと言えよう。また、霊亀元年(七二五)以降天平十二年に至る機構は、郡と里の間に「郷」が改められ、更に郷を二―三に分割して里を設けるなどをした。全国に国分寺が建立され始まるころ(七四〇年ころ)には、里は廃止され郷のみが残るようになった。後の養老令によれば国は四等級に、郡は五つに分けられた。

そして、国は中央から派遣される国司四等官の職員数が規定され、史生・徭丁を加えるとかんがりの数になり、郡もまた、四等官が規定されたが、国の約五分の一の数であった。

国衙職員数

	守	介	掾	目	史生	徭丁	計
下国	一				一	三	二五五
中国	一		一		一	三	三五〇
上国	一	一	一		一	三	四五四
大国	一	一	二	二	二	三	五五八
計							五六七
							四六一
							三五六
							二六〇

郡衙職員数

	大領	少領	主政	主張	徭丁	計
大郡	一	一	三	三	九四	一〇二
上郡	一	一	二	二	八九	九五
中郡	一	一	一	一	八五	八九
下郡	一	一		一	八二	八五
小郡	一			一	七一	七三

② 租税制度

国家財政は、歳出が主導権を握っており、歳入はこれに従属するというふうな捉えられる。国家財政は国家の政策上の必要に応じて経費が計上され、収入のいかんに関わらず支出される。財政の基本収入は租税であり、租税を増やす場合、現在でも間接税など簡単には実現しないのが現状である。

律令国家の財政を支えたのは租税制度である。租税の中心は

調・庸・雑徭の三種類である。

調は繊維製品が主であるが、その他諸国の特産物等が納められ、中央政府の基本財源を担った税であり、これらから官僚や官司等の諸費用がまかなわれた。しかしながら調の財政的側面は本来の調と若干異なり、例えば高級絹織物の労力・雑費などは各国財政の正税から支出されるが、地方財政の経費分担もあつて、中央政府へ財源を吸収されていたという複雑な一面も持っていた。

庸は米や布、特産物を主として徴収され、一定の労働役の代納物として納められたのであるが、京・畿内は免除されたのである。中央財源の中で庸は、仕丁・采女・衛士の食糧としてあてがわれた。

雑徭は、諸国において一年六〇日の範囲で国司が使役できる諸力役である。各道路・官舎・橋・河川などの建設補修事業などにあてがわれ、これに農民たちが最も苦しめられた。

田畑については一段当たりの収穫の約三%が租として徴収された。国家財政上重要だったのは、出挙（古代の高利貸）と呼ばれるもので、農民は国司の管轄下のもと秋の収穫時に五割の利稲を加えて返納するということが行われた。

中央から派遣された国司は国庁に勤務したものの、書記官・四等官等僅か一〇名程度では税の徴収はできず、結局実際の実務は、地域の中でも豪族である郡司によって行われたのが実情

である。

豊前国の調庸物

租税の中心である調・庸は、豊前国においても記録等が残っている。文献及び木簡の発見により、豊前国の古代においての特産物が明らかにされつつある。

まず、平城京から出土した木簡が三点あり、年代順に記すと次のようになる。

- ・ 養老□□ 豊前国下毛郡調短綿壹伯屯 四両
- ・ 神亀四年 豊前国宇佐郡調黒綿壹伯屯 四両屯
- ・ 天平三年 豊前国仲津郡調短綿壹伯屯 四両

以上のことから見ても、調綿は壹伯屯（二トン）は約二二・五キロ）で大宰府に集約されてから平城京に船で送られた。綿は九州の全域で生産されたが、特に豊前国の生産は多かつたらしい。『続日本紀』天平元年九月三日の条には「大宰府に仰せて調綿「十万屯を進らしむ」とあり、更に、神護景雲三年（七六九）には「毎年大宰府の綿廿万屯を運びて、京庫に輸す」とあって、綿の出荷は他国より群を抜いていたことが明らかである。

また、『類聚三代格』神護景雲三年三月二十四日条には、「大宰府所貢の調綿は、毎年三月から七月までの間、海路の平穩の時に進上し、それを恒例とせよ」と記されている。荷物には「付札木簡」が装着され、そこに下記のような文体が記される。博多から航路で瀬戸内海を通り京へ運ばれる。運ぶ者は「貢綿使」

といて「使一人、史生一人、郡司一〇人、子弟一〇人」の総勢二二人である。そして船を操る者もこれに加算された。次に

『延喜式』巻二四には次の産物が記されている。

- ・ 調：絹、綿、紬、質、布、糸、綿、烏賊、雑魚楚割
- ・ 庸：米、綿

- ・ 中男作物：雑青楚割、黒葛、鹿脂、猪脂、鮪年魚、塩漬年魚、黄蘗皮、煮乾年魚、胡麻油、海石榴油、荏油、折薦、防薦、韓薦

等が記されている。中男作物は養老元年（七一七）から制定された。このほか、平城京の木簡には豊前国から銅が産出されていたことが分かっている。

③ 土地制度

すべての土地が国家的土地所有といわれたが、在地豪族たちの私有地等、必ずしも自由にできない状態であったという。律令の土地制度の基本になったのは田地で、稲作が主流を占めた。六歳以上の人民に配給され、良民男子に二段（約二四ア）、女子にはその三分の二が与えられ、奴婢男女にも三分の一が支給された。また、本人が死去した場合はすべて国家に没収された。

律令制では空地や荒地になつていて所の開墾の規定がなかった。したがって、公地公民の原則を養老七年（七二二）の三世一身法で修正し、更に、天平十五年（七四三）の墾田永年私

財法でも同じような状況の中で、不足部分について補足されていった。

④ 身分制度

律令制の身分は数段階に分類されるが、基本は「良民と賤民」の区別にある。その身分を分ける基準は「姓」（カバネ又はウジナ）を持つか持たないかで決まった。律令社会では、天皇と、賤民は姓がなかった。

また、貴族の特権であった身分指標に位階がある。正一位から少初位下まで三〇階あり、その上下身分は、天皇を中心とする豪族層の全国支配体制として確立された経緯が伺え、五位以上（貴族）とそれ以下では、位田（町）、位封（戸）、位録、季録など、はつきりとした支給制度であった。六位以下は季録で、官吏の俸給は年二回の支

賤民	良民			君
	民	臣		
私奴婢 官(公)奴婢 家人 官戸 陵戸	雑戸 品部 雑色人	百姓	官人 有位 (貴)……三以上 (通貴)……五以上 六位、初位 無位	天皇 皇親

給であった。また、刑法上も官位に応じて刑罰軽減の特権があった。

二 都市の建設と地方支配

倭京と藤原京

日本の都城が中国のその影響のもとに成立していることから、都城制の研究をとおして律令時代の古代国家制度の研究が進められている。新しい国家宮殿の誕生は、その象徴である大極殿の成立と言っても過言ではない。大極殿は藤原宮に至って成立し『続日本紀』に記載されており、また、文化財調査からも遺構を確認するに至っている。

「倭京」、「倭都」とか言う名で白雉四年（六五三）から天武元年（六七二）にかけて、『日本書紀』に見える。倭京についての研究は岸俊男、狩野久らの研究が進んでおり、今泉隆雄も前二者の考えを継承したうえで、

倭京とは、崇峻天皇元年（五九二）から持統八年（六九四）のほぼ一世紀の間に、確実なところで豊浦宮・小墾田宮・板蓋宮・川原宮・浄御原宮の宮室が相次いで営まれた（講座『日本の歴史・古代2』）。

と記されている。続いて、飛鳥寺をはじめとする多くの寺院が建立され、六八〇年には京内に二四寺存在し、自然的に形成された京であり、倭京成立は斉明朝まで遡ることが指摘されている。つまり、藤原京造営に至るまでの飛鳥地方一帯の宮・寺